平成２９年（フ）第１１３６号
東京都大田区北馬込１丁目17番７号
破産者　株式会社ビジュウ
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１３７号
東京都大田区北馬込１丁目17番７号
破産者　株式会社メームファム
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１３８号
東京都大田区北馬込１丁目17番７号
破産者　株式会社フォーユー
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１３９号
東京都大田区上池台２－４－16－101、住民票上の住所東京都大田区東雪谷３丁目11－17－103
破産者　林　　直樹
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２９４号
北海道札幌市豊平区西岡五条11丁目22番22号
破産者　北海道フードネットワーク株式会社
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２９５号
東京都小金井市梶野町３丁目８－６－302
破産者　手代木克介
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３０７号
東京都新宿区新宿１－９－６、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区新宿２丁目４番１－805号
破産者　有限会社オフィス星野
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３０９号
埼玉県草加市西町456　西町ユーハイム105、開始決定時の住所埼玉県草加市氷川町1472－1
破産者　鈴木　智恵
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３３１号
東京都台東区台東３丁目39番４号－303号室
破産者　ワイエスプランニング株式会社
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３３２号
埼玉県さいたま市中央区下落合６丁目４－10－202
破産者　佐々木洋信
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３８４号
東京都新宿区左門町21番地
破産者　株式会社プロムナード
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４０８号
東京都新宿区西新宿６丁目26－11　成子坂ハイツ505号室、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区目黒２丁目10番５号
破産者　株式会社キョウズカンパニー
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４０９号
東京都新宿区西新宿６丁目26－11－505
破産者　尾形　京二
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４１７号
東京都文京区湯島１丁目９番15号
破産者　株式会社ジーピーユー
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４１８号
東京都港区虎ノ門３丁目18番12号　ステュディオ虎ノ門205
破産者　株式会社エル・ブリ
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４１９号
東京都港区虎ノ門３丁目18番12号　ステュディオ虎ノ門205
破産者　Ｍａｎｎａ株式会社
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４２０号
東京都西東京市富士町１丁目７－76－401
破産者　山野　一則
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４２７号
千葉県浦安市堀江１丁目14－27－107　ローズガーデン１番館
破産者　坂口　篤志
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４３９号
埼玉県新座市新座３－３－18－204、商業登記簿上の本店所在地埼玉県新座市野火止１丁目12番56号
破産者　こだわり食材東遼株式会社
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４４０号
東京都豊島区長崎２丁目３－11
破産者　黒須　義美
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部